

第2期赤井川村創生総合戦略

やすらぎと感動の赤井川 人が集まる美しいカルデラの里

令和3年4月

赤井川村

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 戦略の位置づけ	2
第2章 戦略の基本事項	4
1. 戦略の構成	4
2. 計画期間	4
3. 戦略の推進管理	5
4. SDGs への対応	6
第3章 村民ニーズと国・道の方向性	7
1. 反映すべき村民ニーズ	7
2. 国・道の第2期総合戦略	10
第4章 戦略の体系	11
第5章 戦略の柱ごとの取り組み	12
1. 子どもを生み育てたいという希望をかなえるとともに、将来 を担う人材を育てる	12
2. 住みたいと思える環境を整え、人を呼び込むとともに、関係 人口を増やす	16
3. 農業と観光・リゾートを柱とした力強い産業と雇用の場をつ くる	27

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本村では、平成26年度に制定された「まち・ひと・しごと創生法」や、これに基づいて策定された国及び北海道の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、本村の最上位計画である「第四期赤井川村総合計画」、人口の将来的な展望を示した「赤井川村人口ビジョン」を踏まえ、平成27年度に「赤井川村創生総合戦略」を策定しました。

本村では、これに基づき、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって魅力と活力ある赤井川村を維持していくための様々な取り組みを推進してきました。

しかし、この戦略の策定後、およそ5年を経過した今日、本村を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきています。

国や北海道においても、現行の総合戦略の検証を行うとともに、社会・経済情勢の変化を踏まえて必要な見直しを行い、第2期総合戦略を策定しました。

このような状況を踏まえ、本村の実情に即したさらなる取り組みを進めるため、「第2期赤井川村創生総合戦略」を策定します。

2. 戦略の位置づけ

「第四期赤井川村総合計画後期基本計画」の中から、重点施策（＝人口減少対策）を抜き出し、強ちに推進する戦略

本戦略は、本村の最上位計画である、「第四期赤井川村総合計画」（基本構想：平成 28 年度～令和 7 年度、後期基本計画：令和 3 年度～令和 7 年度）に基づくものであり、人口減少の抑制に向けた取り組みを推進するための戦略です。

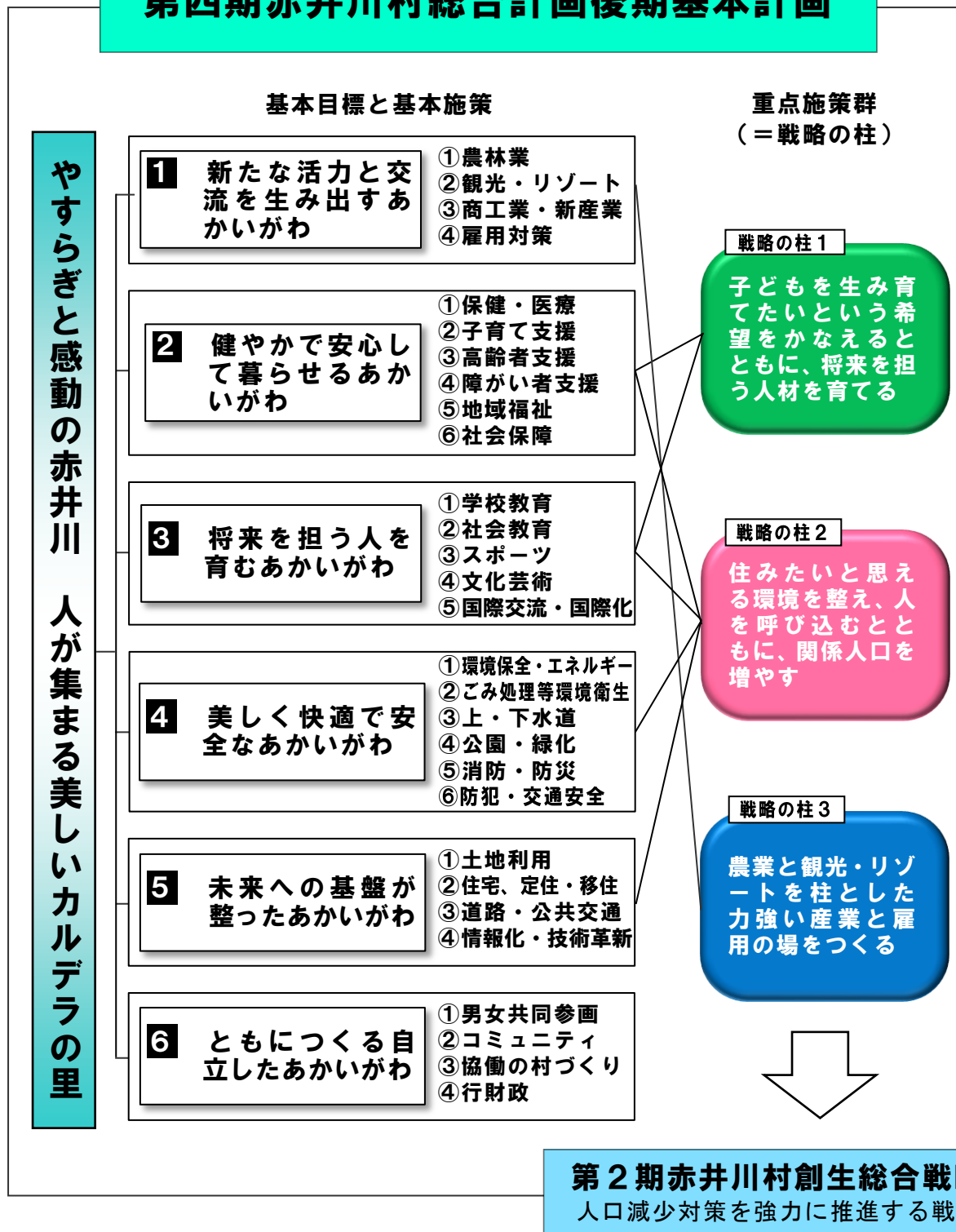
北海道においても、第 2 期北海道創生総合戦略について、『本戦略は、北海道総合計画に基づく重点戦略計画として位置付ける』としています。

本村においても、「第四期赤井川村総合計画」の基本構想の中で、人口減少が急速に進み、村全体の活力低下が懸念される状況を踏まえ、本村の生き残りをかけた村づくりの最重要課題を、「人口減少に歯止めをかけること」と設定し、これを前提とした村の将来像や計画の体系等を定めているほか、第 1 期の総合戦略は、この総合計画の前期基本計画の中から、人口減少の歯止めに向けて重点的・戦略的に取り組む施策を抽出して設定しています。

第 2 期の総合戦略についても、こうした考え方を踏襲し、「第四期赤井川村総合計画後期基本計画」の中から、重点施策（＝人口減少対策）を抜き出し、K P I^{※1}を設定して強ちに推進する戦略として位置づけます。

※1 Key Performance Indicators の略。重要業績評価指標。目標の達成度を評価する定量的な指標。

第四期赤井川村総合計画後期基本計画



第2章 戦略の基本事項

1. 戦略の構成

本戦略の構成は、次のとおりとします。

◆「戦略の柱」

人口減少対策の柱となる「戦略の柱」を設定します。

◆「基本的方向」と「数値目標」

「戦略の柱」ごとに、基本的な方向性を示した「基本的方向」と具体的な「数値目標」を記載します。

◆「主な取り組み」

「基本的方向と」と「数値目標」に基づいて実施する「主な取り組み」を記載します。

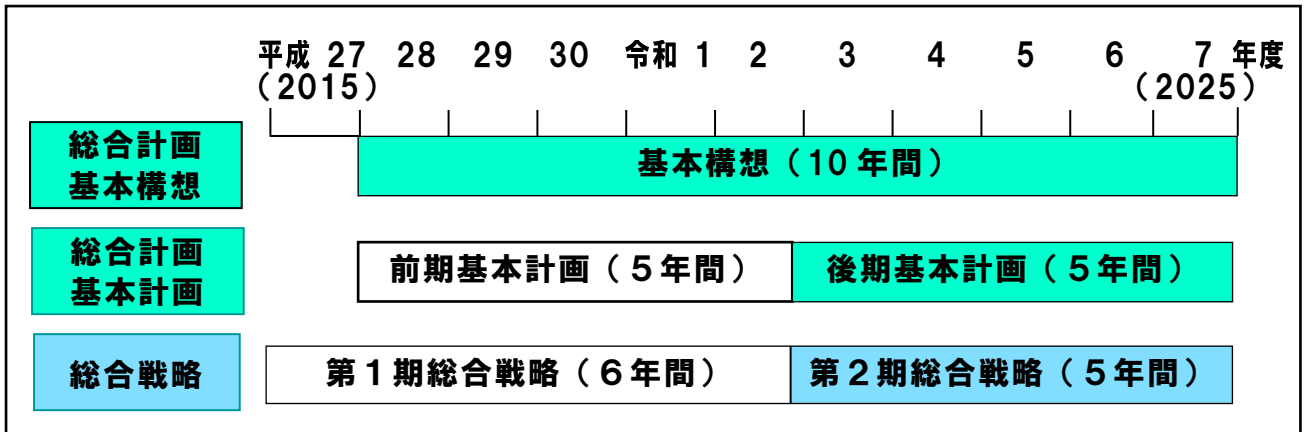
◆「主要施策」と「KPI」

「主な取り組み」ごとに、「主要施策」と「KPI」を記載します。

2. 計画期間

本村ではこれまで、総合計画と総合戦略の計画期間が1年ずれていることで、両計画の整合の確保等に問題がみられる状況にありましたが、両計画の計画期間を合わせるため、第1期総合戦略の計画期間を1年延長（平成27年度～令和元年度の5年間を、平成27年度～令和2年度までの6年間に延長）しました。

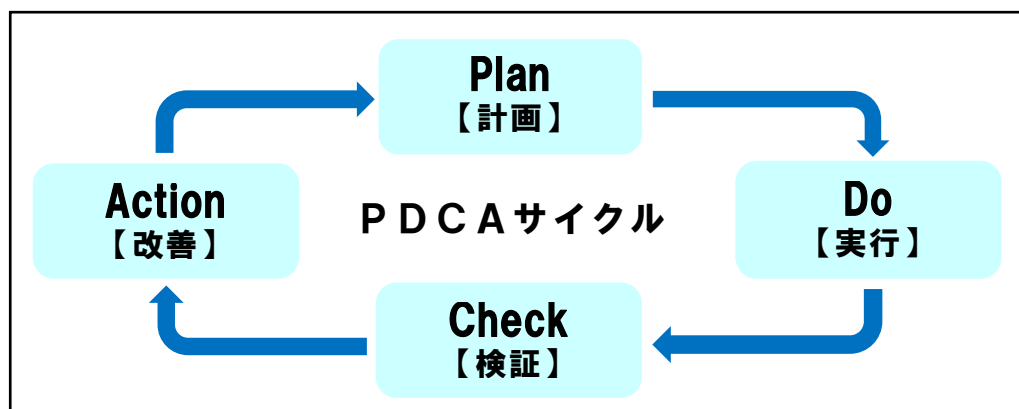
このことにより、本戦略の計画期間は、総合計画後期基本計画と同じ令和3年度から7年度までの5年間となり、策定・実行・検証等を一体的・効果的に行えるようになっていきます。



3. 戦略の推進管理

本戦略では、「戦略の柱」ごとに数値目標を、「主な取り組み」ごとにKPIを設定するとともに、検証・改善を図るための仕組みとして、PDCAサイクル※2を運用します。

このPDCAサイクルの運用により、また、社会環境の変化や村の財政状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



※2 計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に業務プロセスを改善していく手法。

4. S D G s への対応

平成 27 年の国連サミットにおいて、S D G s（エス・ディ・ジーズ）※³が採択され、世界各国が協調し、共通目標の達成に向けた取り組みが進められています。

本戦略の推進に当たっても、このS D G s の理念を踏まえながら、各種施策を推進していくこととします。

S D G s の概要



※³ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

第3章 村民ニーズと国・道の方向性

1. 反映すべき村民ニーズ

本村では、本戦略の策定に当たって、村民ニーズを反映させるため、村民及び中学生を対象としたアンケート調査を行いました。その結果の中から、人口減少対策に関する設問結果（村民）を抜粋すると、次のとおりです。本調査は、令和元年12月に実施したもので、村民は、18歳以上の村民全員（954人）を対象に郵送配布・回収により実施し、有効回収数は393、有効回収率は41.2%、中学生は、中学校生徒全員（34人）を対象に学校での配布・回収により実施し、有効回収数34、有効回収率100.0%となっています。

なお、中学生アンケートの「今後どのような村になってほしいか」という設問の結果をみると、第1位が「自然や環境にやさしく美しい村を目指す村」、第2位が「農業や農村の環境を大切にする村」、第3位が「快適で安全・安心に暮らせる村」となっており、“環境”が特に重視されています。

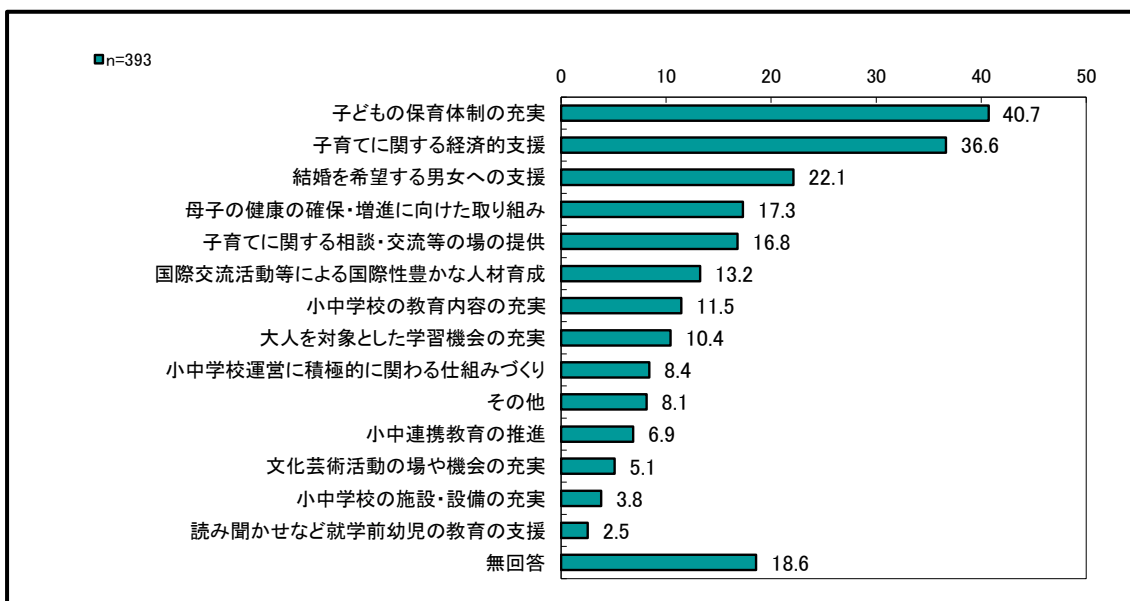
①子どもを生み育てる希望をかなえるために力を入れるべきこと

- 第1位 子どもの保育体制の充実
- 第2位 子育てに関する経済的支援
- 第3位 結婚を希望する男女への支援

子どもを生み育てる希望をかなえるために力を入れるべきことについては、上記のとおり結果となっており、“保育サービスの充実”と“育児に関する経済的負担の軽減”が重視されています。

子どもを生み育てる希望をかなえるために力を入れるべきこと

(単位：%)



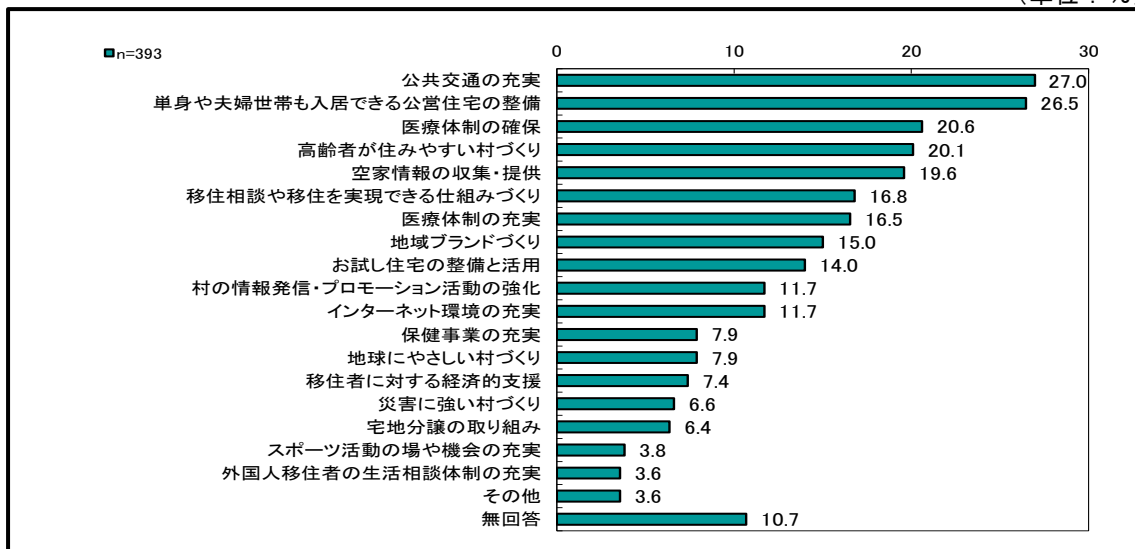
②住みたい環境を整え人を呼び込むために力を入れるべきこと

- 第1位 公共交通の充実
- 第2位 単身や夫婦世帯も入居できる公営住宅の整備
- 第3位 医療体制の確保

住みたい環境を整え人を呼び込むために力を入れるべきことについては、上記のとおり結果となっており、“交通環境の改善”と“転入者のための住宅の整備”が重視されています。

住みたい環境を整え人を呼び込むために力を入れるべきこと

(単位：%)



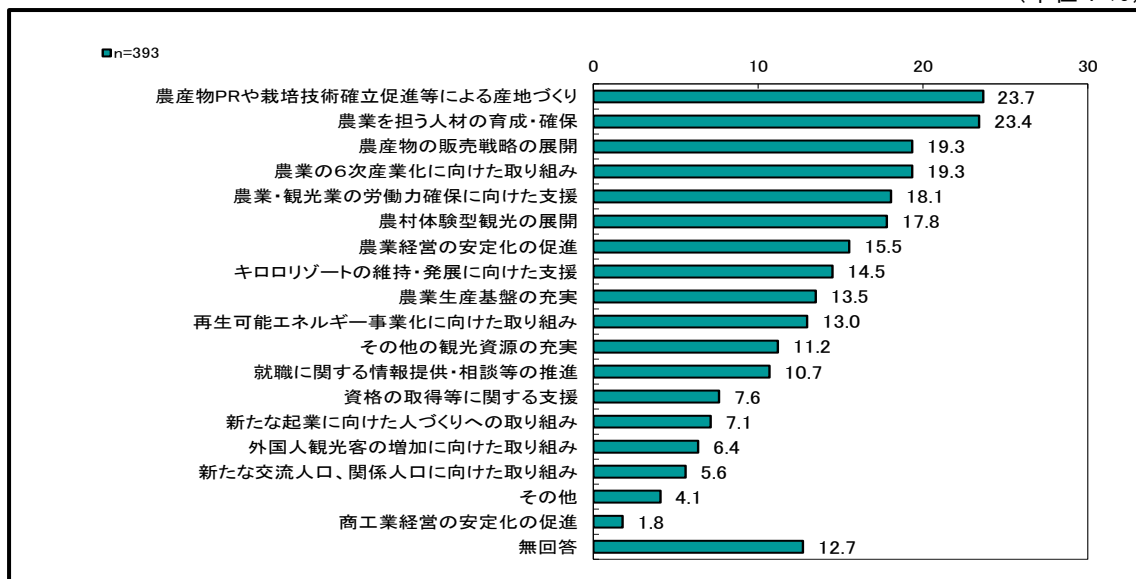
③力強い産業と雇用の場をつくるために力を入れるべきこと

- 第1位 農産物PRや栽培技術確立促進等による産地づくり
- 第2位 農業を担う人材の育成・確保
- 第3位 農産物の販売戦略の展開
- 第3位 農業の6次産業化に向けた取り組み

力強い産業と雇用の場をつくるために力を入れるべきことについては、上記のとおり結果となっており、基幹産業である農業に関する取り組みが上位を占め、特に“産地づくり”と“担い手の育成”が重視されています。

力強い産業と雇用の場をつくるために力を入れるべきこと

(単位：%)



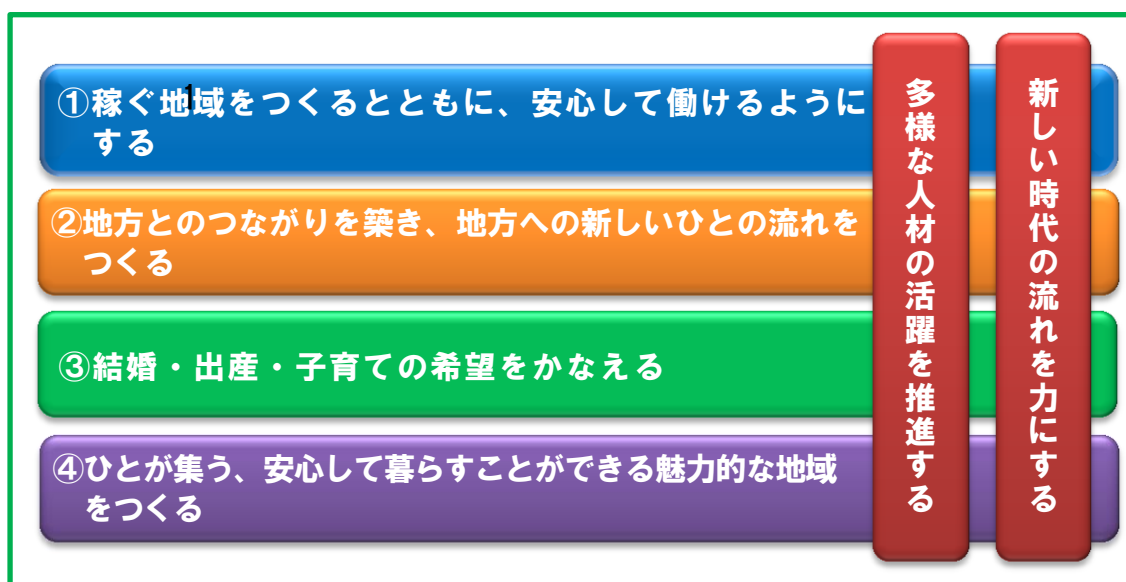
2. 国・道の第2期総合戦略

①国の第2期総合戦略の新たな視点と政策体系

国の基本方針による第2期総合戦略の新たな視点（抜粋）

- ◆ 関係人口の創出・拡大
- ◆ SDGsを原動力とした地方創生の推進
- ◆ Society 5.0の実現に向けた未来技術の活用
- ◆ 人材の育成を重要な柱として位置づけ 等

国の第2期総合戦略の政策体系



②北海道の第2期総合戦略の目指す姿と基本戦略

第2期北海道創生総合戦略の目指す姿と基本戦略

目指す姿	幅広い世代が集い、つながり、心豊かに暮らせる包容力のある北海道
基本戦略	1 一人ひとりの希望がかない、誰もが活躍できる社会
	2 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会
	3 北海道の優位性・独自性を活かして経済・産業が活発化し、いきいきと働ける社会
	4 北海道に住みたくなる、戻りたくなる魅力に溢れた社会
	5 地域創生を支える多様な連携

第4章 戦略の体系

第1章～第3章に基づき、本戦略の体系を次のとおり定めます。

やすらぎと感動の赤井川 人が集まる美しいカルデラの里

【戦略の柱】

1. 子どもを生み育てたいという希望をかなえとともに、将来を担う人材を育てる

◆関連するSDGsの目標



【主な取り組み】

- 1-1. 子育て支援体制の充実
- 1-2. 子どもの教育体制の充実



【戦略の柱】

2. 住みたいと思える環境を整え、人を呼び込むとともに、関係人口を増やす

◆関連するSDGsの目標



【主な取り組み】

- 2-1. 保健・医療体制の充実
- 2-2. 高齢者の生きがい・健康づくりの支援
- 2-3. スポーツ活動の促進
- 2-4. 環境保全・環境衛生の充実
- 2-5. 消防・防災体制の充実
- 2-6. 住宅の整備と定住・移住の促進、関係人口の拡大
- 2-7. 公共交通の充実と情報化・技術革新の利活用



【戦略の柱】

3. 農業と観光・リゾートを柱とした力強い産業と雇用の場をつくる

◆関連するSDGsの目標



【主な取り組み】

- 3-1. 農林業の維持と新たな展開
- 3-2. 観光・リゾート機能の強化
- 3-3. 起業・新産業開発等の支援と雇用対策の推進



第5章 戦略の柱ごとの取り組み

1. 子どもを生み育てたいという希望をかなえ るとともに、将来を担う人材を育てる

【基本的方向】

安心して子どもを生み育てたいと思う人々の希望をかなえるとともに、子どもが将来担う人材としてたくましく成長することができるよう、子育て支援体制の充実と子どもの教育体制の充実に向けた施策を推進します。



【数値目標】

目標名	単位	基準値	目標値
18歳未満の人口比率	%	13.9 (令和元年度)	13.9 (令和7年度)

【主な取り組み】

1-1. 子育て支援体制の充実

【主要施策（後期基本計画より）】

■地域における子育て支援の充実

- 0～1歳児の保育など就労形態・家族形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を検討します。
- 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、放課後子ども教室の開催による放課後児童対策を推進します。
- 乳幼児を持つ親同士が情報を共有し、互いに支援し合うネットワークづくりを進めます。
- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の無料化や中学3年生までの医療費の全額助成をはじめ、各種の経済的支援を行います。

■次代の親の育成に向けた取り組みの推進

- 学校教育や広報活動等を通じ、子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生み育てることの意義についての啓発・教育を推進します。

■子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもと保護者が安全・安心・快適な生活を送れるよう、交通被害や犯罪被害からの保護、良質な住環境の確保、遊び場づくりなどに向けた取り組みを推進します。

■支援を必要とする子どもなどへの取り組みの推進

- 児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児支援の充実、外国人幼児への支援など、支援を必要とする子どもと家庭に対する取り組みを推進します。

【K P I】

指標名	単位	基準値	目標値
子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の移住数	世帯	2 （令和元年度）	4 （令和3年度～令和7年度）

【主な取り組み】

1-2. 子どもの教育体制の充実

【主要施策（後期基本計画より）】

■就学前幼児への教育支援

- 読み聞かせ用の絵本など、優良図書の提供を拡充します。
- 保育所・小学校・保健担当・教育委員会などが連携した就学支援を推進します。
- 特別支援教育については、発達段階に応じた個別の指導計画^{※4}や教育支援計画^{※5}を策定し、就学期間中の対応を充実させます。

■赤井川村学校教育目標の達成に向けた取り組みの推進

- 赤井川村学校教育目標を達成するため、各学校目標や経営方針に沿って点検・評価を加えながら、チーム赤井川として地域に根ざした教育を推進します。

■子どもたちの学びを支える教育の推進

- 「主体的・対話的で深い学び^{※6}」の視点に立った授業づくりを推進します。
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な支援を推進します。
- 保護者や関係機関と連携のとれた特別支援教育を推進します。
- グローバル^{※7}化や高度情報化、技術革新の進展などこれからの社会の中で活躍できる人材を育成するため、外国語教育や国際交流、ICT^{※8}教育を推進します。
- 教職員のスキルアップを図るため、研修・研究活動を推進します。
- 地域とともにある学校づくりに向け、コミュニティ・スクール^{※9}の取り組みを充実させていきます。

■小中連携教育活動の推進

- 「赤井川村小中連携教育方針」に基づき、義務教育9年間につながりを持たせた教育活動を推進します。
- 小中連携のための教職員の研修・研究活動を推進します。

■安全・安心な学校づくりの推進

- 家庭・地域及び関係機関と連携した学校内外の安全対策を推進します。
- いじめや暴力のない学校づくりを積極的に推進します。

■教育活動への支援

- 教科学習や課外活動を充実させる施策を推進します。
- 児童生徒の健康な身体づくりにつながる施策を推進します。

※4 学校内において、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導を行うための計画。

※5 障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、福祉・医療・労働等の関係機関と連携を図りつつ、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うために作成し、生涯にわたる一貫した支援を行うためのもの。

※6 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習。アクティブ・ラーニング。

※7 global。世界的な規模であるさま。

※8 Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※9 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

- ICT環境の整備を推進します。
- 発達段階に応じた学習サポート体制を充実させる施策を推進します。
- 読書環境の整備や充実を図る施策を推進します。
- 高校生の通学支援施策の充実に努めます。

■学校施設・設備の整備と適正配置等の検討

- 良好な教育環境を確保するため、学校施設・設備の適正な維持管理に努めます。
- 緊急性と妥当性を適正に判断し、学校施設・設備の計画的な更新及び改修に努めます。
- 児童数の減少を勘案し、また教育環境の充実を図るため、小中一貫教育・適正配置について検討していきます。

■地域連携による青少年の健全育成活動の推進

- 地域や関係機関が情報の共有を図り、見守り対策や啓発活動を推進します。
- 家庭の教育力の向上のため、情報や研修の機会を提供します。
- 野外活動や体験学習を推進します。

■伝統芸能の伝承と保存活動の充実

- 「カルデラ太鼓」を伝承する保存会活動の支援に努めます。
- 「赤井川音頭」の普及に努めます。

■世界の中で活躍できる人材の育成

- 異文化理解やコミュニケーション能力を高める施策を推進します。
- 北海道教育大学札幌校の留学生との交流や中学生の海外派遣事業など相互交流の促進により、国際性豊かな人材の育成に努めます。
- A L Tを活用し、幼児期から外国語や外国人に慣れ親しむ活動を推進します。

【K P I】

指標名	単位	基準値	目標値
1人1台のタブレット端末の整備割合	%	13.8 (令和元年度)	100.0 (令和7年度)
小中一貫教育を目指した連携教育の実施割合	%	25.0 (令和元年度)	100.0 (令和7年度)

2. 住みたいと思える環境を整え、人を呼び込むとともに、関係人口を増やす

【基本的方向】

村民が住みたい、村外の人が本村に移り住みたいと思える環境の整備とＩターン・Ｕターナーの増加を目指し、健康で長生きできる保健・医療体制づくりや快適・安全・便利な生活環境づくり、定住・移住の促進、関係人口の拡大に向けた施策を推進します。



【数値目標】

目標名	単位	基準値	目標値
社会増減数 (転入者数－転出者数) *外国人住民除く	人	11 (令和元年度)	10 (令和3年度 ～令和7年度)

【主な取り組み】

2-1. 保健・医療体制の充実

【主要施策（後期基本計画より）】

■保健事業推進体制の充実

- 保健事業の拠点である健康支援センターについて、適正な維持管理に努めるとともに、ふれあい支え合う地域づくりの推進や交流の場、情報交換の場としての充実を図ります。
- 保健推進員や食生活改善推進員の育成等により、地域ぐるみの健康づくり体制の強化を図ります。
- 各年代層における歯科対策の体制強化を図ります。

■健康管理意識の高揚

- 広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等により、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。

■健康づくりを目的とした事業の推進

- 「第2期赤井川村健康づくり計画」に基づき、肥満・運動、こころ・アルコール、たばこ、歯、食生活等に関する情報提供等を行い、生活習慣病予防に努めます。

■各種健診・保健指導等の充実

- がん検診の方法や検査項目の充実について検討します。
- 特定健康診査やがん検診の受診勧奨を行うとともに、健（検）診結果の把握と個別フォローに努めます。
- 特定保健指導をはじめ、健康教育や健康相談等の保健指導の充実に努めます。

■母子保健の充実

- 安心して出産・子育てができるよう、母子保健事業を推進します。
- 親の育児不安を解消するため、妊娠期からの継続した相談・指導の実施や、児童虐待の発生予防の観点を含めた子育て支援体制の充実に図ります。
- 保育所や学校と連携し、継続した子育て支援や子どもの成長を見守る体制の強化等を図ります。

■感染症予防対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、肝炎やエイズ、新型インフルエンザなどの感染症等に対する正しい知識の一層の普及・啓発に努めます。
- 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発、接種機会の充実等により、接種率の向上に努めます。

■村立診療所のあり方の検討

- 村立診療所について、村民の医療ニーズを踏まえ、今後の医療提供体制のあり方について検討していきます。

■地域医療体制の充実

- 村内関係各機関及び村外医療機関との連携を強化するとともに、救急体制を強化し、地域医療体制の充実に図ります。

【K P I】

指標名	単位	基準値	目標値
特定健康診査受診率	%	43.4 (令和元年度)	50.0 (令和7年度)
特定保健指導実施率	%	38.5 (令和元年度)	50.0 (令和7年度)
高齢者のインフルエンザ予防接種率	%	60.9 (令和元年度)	65.0 (令和7年度)

【主な取り組み】

2-2. 高齢者の生きがい・健康づくりの支援

【主要施策（後期基本計画より）】

■生きがい施策の推進

- すべての高齢者がスポーツや趣味を楽しめるよう、スポーツ・レクリエーション活動、学習・文化活動を促進します。
- 高齢者が生きがいと役割を持って社会参加することができるよう、老人クラブ活動や世代間交流活動等の支援を行います。

■高齢者の健康の維持・増進

- 悠楽学園大学等を通じて、食生活の改善を含めた健康づくりを促進します。
- 健康増進のため、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。
- 悠楽学園大学の内容を充実させ、高齢者の知識の拡充を目指します。

■高齢者の暮らしの支援

- 介護保険対象外の生活上の支援が必要な高齢者を対象に、在宅生活の支援や養護老人ホームの入所支援をはじめとする各種福祉サービスの提供を図ります。
- 高齢者向け住宅の整備について検討します。
- 冬期間における高齢者を対象とした除雪支援事業を継続して実施します。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
要支援・要介護認定高齢者の割合	%	21.0 (令和元年度)	21.0 (令和7年度)
悠楽学園大学の参加者数（延べ）	人	274 (令和元年度)	330 (令和7年度)

【【主な取り組み】】

2-3. スポーツ活動の促進

【主要施策（後期基本計画より）】

■スポーツ・レクリエーションを楽しむ魅力を体験する機会の充実

- 年齢や発達段階に応じたスポーツやレクリエーションの振興に努めます。
- 各種スポーツ団体やサークル活動の支援に努めます。
- 体力向上や健康づくりにつながる取り組みを推進します。
- ジュニアスポーツ活動を推進します。
- 村民の要望に基づいた講習会や大会の開催などの取り組みを推進します。

■指導体制の充実強化

- 各種講習会や大会の開催などを通じ、スポーツ・レクリエーションの指導者の育成に努めます。
- ジュニア世代からのスポーツ振興により、指導的人材の育成に努めます。

■スポーツ施設の整備

- 体育館の大規模改修をはじめ、スポーツ施設の適正管理と計画的な改修に努めます。
- 各世代の利用を促進できるよう、設備や備品などの整備に努めます。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
村営スポーツ施設の利用者数（延べ）	人	9,400 （令和元年度）	10,000 （令和7年度）
体育館大規模改修箇所数（平成27年度からの累計）	箇所	2 （令和元年度）	5 （令和7年度）

【主な取り組み】

2-4. 環境保全・環境衛生の充実

【主要施策（後期基本計画より）】

■環境保全対策の推進

- 環境保全に関する広報・啓発活動や環境教育を推進し、村民の環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化活動をはじめ、自主的な環境保全活動を促進します。
- 村が率先して地球温暖化対策を推進し、村全体へ波及させるため、昼休みの消灯や空調設備の適切な温度管理をはじめ、役場の仕事で発生する温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。
- 公害等の環境汚染を防止し、美しく住みよい環境を維持するため、農家や事業所等への指導・啓発等を行います。
- 生活環境及び景観の保全に向け、空き家等の適正管理に関する取り組みを進めます。

■再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みの推進

- 「赤井川村再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン」及び「赤井川村エネルギービジョン」に基づき、環境保全と開発との調和を図りながら、地熱や小水力をはじめとする再生可能エネルギーの導入・事業化に向けた各種調査等を事業者と連携して進め、地域経済に寄与するエネルギー構造の高度化・転換に向けた取り組みを推進していきます。

■ごみ処理体制の充実

- 広報・啓発活動の推進等により、村民のごみの分別意識の高揚と適正排出の徹底に努めます。
- 広域的連携のもと、施設の適正な管理・運営を行い、北しりべし廃棄物処理広域連合によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めます。
- 村の一般廃棄物最終処分場について、適正な維持管理を行い、延命化を図ります。

■3R運動の促進

- 循環型社会の形成に向け、広報・啓発活動等を推進し、村民や事業者の自主的な3R運動^{※10}を促進します。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
エネルギー構造高度化・転換導入公共施設数	施設	0 (令和元年度)	2 (令和7年度)
村民1人1日当たりのごみ排出削減量 * 令和元年度の排出量 620g/人日	g	0 (令和元年度)	20 (令和7年度)

※10 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

【主な取り組み】

2-5. 消防・防災体制の充実

【主要施策（後期基本計画より）】

■常備消防・救急体制の充実

- 広域的連携のもと、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を進め、常備消防・救急体制の充実を図ります。特に、救急体制の充実に向け、救急車の更新を行うとともに、救急救命士の運用を開始します。
- 大規模災害に対応できる体制づくりに向け、近隣消防との連携強化を図ります。

■消防団の活性化

- 広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する村民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

■消防施設の整備充実

- 老朽化や能力不足等の状況に応じ、防火水槽や消防自動車をはじめとする各種消防施設の整備充実を計画的に推進します。

■総合的な防災体制の確立

- 「赤井川村地域防災計画」等の指針を適宜見直ししながら、総合的な防災体制の強化を進めます。特に、非常時における重要な情報通信手段である防災行政無線の適切な維持管理を図るとともに、災害時要援護者の避難支援体制の充実、備蓄施設等防災施設の整備充実及び備蓄資機材の充実、避難路・避難場所の充実及び周知徹底を図ります。

また、令和元年度に策定した「赤井川村国土強靱化地域計画」による減災に向けた地域づくりを進めていきます。

■防火・防災意識の高揚

- 広報・啓発活動の推進、防火・防災訓練の実施を図り、村民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

■河川の整備

- 水害を未然に防止するため、村管理河川の整備（土砂上げ）を引き続き推進するとともに、道管理河川の適正管理を道に要請していきます。

■山岳遭難事故への対応

- 山岳遭難事故の発生防止に向け、安全な登山に関する広報・啓発活動を推進するほか、警察や自衛隊等の関係機関との連携体制を強化し、発生後の適切な対応を図ります。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
高規格救急車の台数	台	0 (令和元年度)	1 (令和7年度)
救命救急（特定行為）の実施率	%	0.0 (令和元年度)	100.0 (令和7年度)
防災備蓄食料カバー率	%	75.9 (令和元年度)	110.0 (令和7年度)

【主な取り組み】

2-6. 住宅の整備と定住・移住の促進、関係人口の拡大

【主要施策（後期基本計画より）】

■公営住宅の整備

- 今後の社会環境の変化や公営住宅の入居状況を十分に勘案しながら、公営住宅の建て替え及び改修を計画的に推進します。
- 既設の公営住宅については、必要に応じて修繕等を行い、長寿命化を図ります。
- 単身者や夫婦世帯も入居できる、多様な世代のニーズに対応した公営住宅の整備について検討・推進します。

■定住・移住の促進に向けた取り組みの推進

- 就農、田舎暮らしなど目的にかかわらず、移住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、移住相談体制の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携し、移住をスムーズに実現できる機能・仕組みの確立を図ります。
- 移住者の新築住宅の建設に対して支援を行う移住・定住支援事業を推進します。
- 村内の空き家状況を把握するとともに、広域的な空き家バンクの周知を図ります。
- 移住希望者の掘り起しや関係人口の拡大に向け、ホームページやSNS^{※11}、パンフレット、マスコミ、都市圏での移住イベント・相談会など、様々な媒体や機会を活用し、カルデラの美しい自然や余市町・小樽市・札幌市への通勤圏内であること、充実した保健・福祉環境をはじめ、本村の特性を生かしたプロモーション活動^{※12}を積極的に展開します。

■ふるさと納税の有効活用

- ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、寄附者の増加に向けた取り組みを進め、村づくりの財源として有効活用していくとともに、本村を応援してくれる関係人口の拡大につなげていきます。

※11 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

※12 販売促進活動。この場合、村の魅力を広く発信し、村を売り込む活動のこと。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
定住・移住に関するプロモーション活動の回数	回	0 (令和元年度)	2 (令和7年度)
移住定住支援事業による住宅建設戸数（平成27年度からの累計）	戸	38 (令和元年度)	45 (令和7年度)
ふるさと納税交流会参加者数	人	120 (令和元年度)	180 (令和7年度)

【主な取り組み】

2-7. 公共交通の充実と情報化・技術革新の利活用

【主要施策（後期基本計画より）】

■新たな公共交通システムの構築

- 村民の日常生活に欠かせない移動手段の維持・充実に向け、令和2年度より計画策定を進めている「赤井川村地域公共交通計画」に基づき、地域資源を活用した新たな公共交通システムの構築を図ります。

■北海道新幹線整備への対応

- 北海道新幹線と共存していくことを念頭に、円滑な工事の実施、周辺環境に配慮した各種設備の整備及び新函館北斗～札幌間の整備を関係機関に要請していきます。

■行政内部のICT環境の充実

- 行政内部のICT環境の一層の充実に向け、既存の各種システムの維持管理・更新、時代に即した新たなシステムの導入を計画的に推進します。

■村全体の情報化の推進

- すべての村民が超高速インターネットを利用できるよう、事業者による光ファイバ末整備区域の整備を支援するとともに、既に整備された区域における利用促進に努めます。
- 災害に備えるとともに、インバウンド等観光客のニーズに応えるため、公共の場のWi-Fi^{※13}環境の整備を推進します。

■安全・円滑に利用できる情報環境づくり

- 各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ^{※14}対策を推進します。
- 情報化を支える職員の育成に向け、ICTに関する教育・研修を推進します。

■技術革新の利活用の研究

- 新たな社会（Society 5.0^{※15}）づくりに向け、本村の村づくりにおけるロボットやAI^{※16}、IoT^{※17}などの先端技術の利活用の可能性について研究を進めます。

※13 無線通信を利用してインターネットに接続すること。

※14 安全・保護。

※15 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※16 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※17 Internet of Things の略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
公共交通運行エリア拡大率 (路線延長増加率)	%	100.0 (令和元年度)	120.0 (令和7年度)
I o T等先端技術導入検討 件数	件	0 (令和元年度)	1 (令和3年度 ～令和7年度)

3. 農業と観光・リゾートを柱とした力強い産業と雇用の場をつくる

【基本的方向】

村全体の活力の維持と雇用の場の確保、観光・リゾートから定住・移住への展開を目指し、基幹産業である農業と観光・リゾートを柱とした産業振興に向けた施策を推進します。



【数値目標】

目標名	単位	基準値	目標値
新規就農者数	人	4 (平成27年度～令和元年度)	10 (令和3年度～令和7年度)
観光客数	千人	1,058 (令和元年度)	1,158 (令和7年度)

【主な取り組み】

3-1. 農林業の維持と新たな展開

【主要施策（後期基本計画より）】

■農業生産基盤の充実

- 生産性の高い農地基盤を維持・確保するため、基幹水利施設である落合ダムの適正な維持管理や、ほ場整備や設備の更新などの各種の基盤整備を進めます。
- 農地や水環境等の保全活動への支援を行うほか、遊休農地の防止と解消、農地の流動化と集積の促進に向けた取り組みを進めます。

■産地づくり対策の推進

- 本村の農産物のPR活動の強化に努めるとともに、栽培技術の確立・継承を促進します。
- 消費者ニーズに対応した新規作物の導入及び産地化に向けた取り組みを推進します。
- 消費者との交流を推進します。

■食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開

- 土づくりを基本とした環境に配慮した生産体制の確立を支援します。
- 農薬の安全使用や栽培履歴の記録の徹底、有機栽培・特別栽培、農業用廃プラスチックや家畜排泄物の適正処理、畜産疾病対策などを促進します。

■農業経営の安定化の促進

- 農業経営の安定化に向け、各種支援制度の継続や農業振興センターの運営支援を行います。
- 認定農業者の育成や農業者の組織化・法人化の促進、受委託組織の育成による農作業受委託システムの確立を進めるとともに、6次産業化に向けた取り組みを推進します。
- 農作業の効率化・省力化に向け、先端技術やＩＣＴを活用したスマート農業※¹⁸を促進します。

■販売戦略の展開

- 地理的特性を生かした作物の選定や他産業等との連携、農産物の保管・加工・流通体制の構築を促進します。
- 「道の駅あかいがわ」の一層の活用や地域における直売の取り組み、観光・リゾート施設や飲食店等との連携を促し、地産地消を促進するほか、後志地域や札幌市における販売を促進します。

■生産者組織の活性化

- 生産者組織について、栽培技術の統一や品質の向上、法人化の促進に努めるとともに、6次産業化や消費者との交流に向けた取り組みを推進します。

■後継者・新規就農者対策の推進

- 後継者や新規就農者の育成・確保に向け、各種支援制度の充実を図るとともに、住宅の確保や優良農地の維持・確保に向けた取り組みを推進します。
- 村の農業を体験できる場を創出します。
- 農地情報の的確な把握と情報提供を図ります。

■鳥獣害対策の強化

- ヒグマやエゾシカ、アライグマ（特定外来生物）、タヌキ、カラスなどによる農産物被害を防止するため、鳥獣害対策の強化を図ります。

■適正な森林管理・整備の促進

- 木材生産の維持と森林の持つ多面的な機能の保全に向け、森林経営管理制度や森林環境譲与税等を活用しながら、「赤井川村森林整備計画」に基づく適正な森林管理・整備を促進します。

■地域材の利用促進

- 「赤井川村地域材利用推進方針」に基づき、地域材を利用した林産加工品の開発や住宅の新築・改築を支援するほか、公共建築物の木造・木質化を図ります。

※¹⁸ ロボット技術やＩＣＴを活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
新規就農相談件数	件	1 (令和元年度)	25 (令和3年度 ～令和7年度)
耕作放棄地対策面積	ha	0 (平成27年度 ～令和元年度)	10 (令和3年度 ～令和7年度)
特産品開発件数	件	0 (令和元年度)	1 (令和3年度 ～令和7年度)
「道の駅あかいがわ」農産物 直売所新規就農者参画戸数	戸	10 (令和元年度)	15 (令和7年度)

【主な取り組み】

3-2. 観光・リゾート機能の強化

【主要施策（後期基本計画より）】

■観光振興活動への支援

- 観光・リゾート振興の中心的な役割を担う目的で令和2年度に発足した赤井川村国際リゾート推進協会（赤井川DMO）との連携強化を図り、観光振興に向けた各種活動の活発化を促進するほか、観光協会の活動や観光業者間の連携強化（広域的連携を含む）を支援していきます。

■「キロロリゾート」の機能強化等の支援

- 本村の観光・リゾートの核であり、村の産業・経済に大きな影響を及ぼす「キロロリゾート」について、地域一丸となって世界に誇れるスノーリゾートの形成を進めるため、国の各種支援と連動させながら、機能強化等に向けた取り組みを支援していきます。

■観光資源の充実・活用

- 「道の駅あかいがわ」について、観光・交流及び地産地消の拠点、地域情報の発信拠点として、さらなる機能強化を段階的に進め、有効活用を図ります。
- 「保養センター（通称：赤井川カルデラ温泉）」や「落合ダム親水広場」についても、利用者のニーズに応じた適正な管理・運営を行い、有効活用を図ります。
- 「カルデラの味覚まつり」や「もみじ祭り」などの祭り・イベントの内容充実を進め、来場者の増加に努めます。
- 「日本で最も美しい村」の観光資源として「さくら・もみじ」の活用を推進するとともに、既存観光資源については、価値を高めるための検討を図ります

■新たな農村体感型観光の展開

- 特色ある農業の村としての特性・資源を生かした新たな取り組みとして、農村体感型観光の展開を促進するとともに、過疎農村の特色を全面に押し出したPR活動の推進やチラシの作成、雲海等の景勝地の掘り起しなどを進めます。

■インバウンドの受け入れ体制の充実

- 令和2年度に発足した赤井川村国際リゾート推進協会（赤井川DMO）との連携のもと、インバウンドの増加を目指し、他地域との連携、翻訳やキャッシュレス決済の仕組みづくり、外国語表記案内など、外国人観光客の利便性向上に向けた取り組みについて検討・推進します。

■広域観光の推進

- 後志管内や「日本で最も美しい村」連合に加盟する町村等との広域的連携のもと、北海道新幹線の整備、北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の整備等のインパクトを地域活性化につなげられるよう、地域一体となった観光振興を推進します。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
「道の駅あかがわ」来場者数	人	665,000 (令和元年度)	680,000 (令和7年度)
外国人観光客受入人数	人	74,700 (令和元年度)	80,000 (令和7年度)
赤井川DMOが開発した観光メニュー数	件	— (令和元年度)	1 (令和3年度 ～令和7年度)

【主な取り組み】

3-3. 起業・新産業開発等の支援と雇用対策の推進

【主要施策（後期基本計画より）】

■商工会への支援

- 商工業振興の中心的な役割を担う商工会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進します。

■商工業経営の安定化の促進

- 国・道の融資・支援制度や新型コロナウイルス感染症に関する支援制度の周知と有効活用を促すとともに、商工会と連携した助言・指導等を行い、商工業経営の安定化を促進します。

■新規参入・起業の促進

- 商工会等と連携し、本村へ新規に参入する経営者や起業する経営者に対する支援体制を整備し、新規参入や起業を促進します。

■企業立地に向けた取り組みの検討

- 村経済の活性化と雇用の場の確保を目指し、企業の立地に向けた取り組みについて検討していきます。

■地熱発電所の事業化に向けた取り組みの推進

- 地熱発電所の事業化を目指し、調査地点への道路・橋梁の整備や関係機関との調整など、事業者と一体となった取り組みを推進します。また、地域住民に対する機運の醸成を図ります。

■就職に関する情報提供・相談等の推進

- 道やハローワーク※¹⁹等の関係機関との連携や広域的連携のもと、就職に関する情報の提供や相談等を行います。

■人材育成の支援

- 広域的連携等により、地域内での就業者を対象に、雇用先で必要となる資格の取得や能力開発のための講習の受講等に関する支援を行います。

■労働環境改善の支援

- 労働者の安定した雇用環境づくりに向け、季節労働者が通年雇用される仕組みづくりや、若年者または非正規社員の正規雇用や育児休業など女性への就業支援の整備を促進する取り組みを行います

※¹⁹ 公共職業安定所。

【KPI】

指標名	単位	基準値	目標値
商工会会員事業所数	事業所	40 (令和元年度)	45 (令和7年度)
ふるさと納税協力事業者数	事業者	10 (令和元年度)	12 (令和7年度)
生産性特別措置法による先端設備導入事業所数(平成27年度からの累計)	事業所	2 (令和元年度)	3 (令和7年度)